

鹿屋市消防団規則の一部を改正する規則

鹿屋市消防団規則（平成18年鹿屋市規則第195号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第16条」を「第17条」に改める。

第11条第1項中「水火災その他の災害」を「災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）」に改め、同条第2項中「水火災その他の災害」を「災害」に改める。

第12条及び第22条第3号中「水火災その他の災害」を「災害」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。